

# 安全報告書

(2010年度)

(2010年4月～2011年3月)

本安全報告書は航空法第111条の6の規定に基づき作成されました。

2011年6月

新日本航空株式会社

## 1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

当社では航空輸送事業を安全に行う事を事業の理念として、運航を行う事業会社として、安全運航の遂行に、それぞれの役割を常に、安全確認を行い安全運航を行う為の社内での確認を常に行い航空法を遵守することを経営理念とする。

## 2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制に関する事項

### 会社の安全管理に関する組織

当社での安全管理の為の組織は国土交通省令及び航空局長通達（国空航530-1号、国空機661-1号）において示された安全管理規定により、平成21年4月10日に新日本航空株式会社にて規程した。

### 組織図 別添一1

### 運航している航空機に関する事項

セスナ式172型 JA3771

セスナ式172型 JA4061

セスナ式172型 JA4062

セスナ式172型 JA4149

パイパー式PA-34-200T

JA5302

## 3. 航空法第111条の4に基づく報告に関する事項

2010年度においては、航空事故及び航空法（第111条の4に基づく報告に関する事項）はありませんでした。

## 4. 安全運航のために講じた措置及び講じようとする措置

### 行政処分、行政指導の概要と対策

新日本航空で 2010 年度に

受けた行政処分はございませんでしたが、行政指導を 1 件受けました。この内容を真摯に受け止め、以下の対策をとっております。

#### (1) 行政処分

2010 年度は発生しておりません。

#### (2) 行政指導

航空日誌の虚偽記載

#### 【行政指導の種類】

厳重注意

#### 【事例】

弊社機長及び確認整備士が 2010 年 10 月、弊社所属機 (JA5302、パイパー式 PA34-200T 型) の耐空証明検査において航空日誌及び耐空証明申請書添付書類 (整備に関する技術的記録) に虚偽の記載を行った。

#### 【原因】

- ①全優先の取り組みが現場まで十分に浸透できていなかった。
- ②安全より経営効率を優先させるという誤った価値観が現場にあった。
- ③管理者（社長及び運航所長）の管理が十分に行き届かなかった。
- ④会社としてのコンプライアンスに係る取組みの欠如
- ⑤社内業務に係るチェック体制の欠如

#### 【対策】

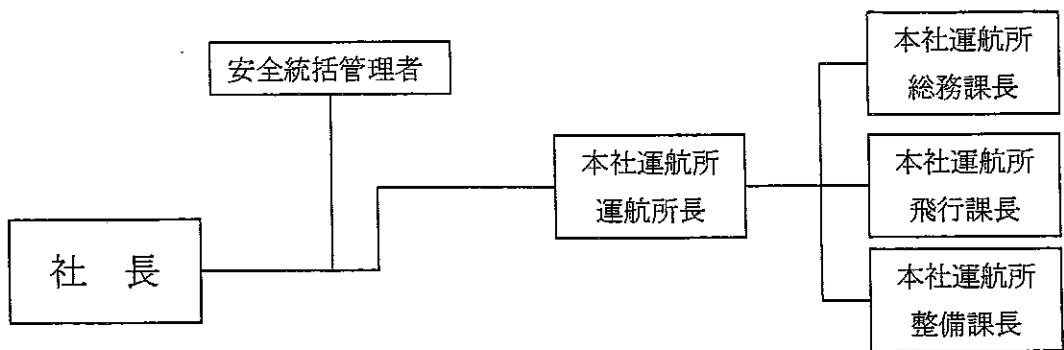
- ①法令遵守、安全最優先の原則の徹底
  - ・社員の法令順守意識の確立
  - ・コンプライアンス向上のための会議の実施
  - ・作業指示書及び手配書により整備内容及び作業者等の確認
- ②運航・整備の業務管理体制の改善
  - ・チェック体制の強化
  - ・但馬運航所の廃止

## 5. 2011年度における安全目標

会社として規程した「安全管理規定」の活用により安全管理の実施をはかり安全会議にて、事故例等および航空安全に関する事項の検討を通じ社内の安全運航への気運を高めたい。

また、不具合の発生した機体を無理に使用計画に上げず原因究明を待ってから使用するように、飛行実施計画を立てることとした。

### 報告・指揮命令系統に関する組織図



### 安全管理体制の機能図

